

## 自動車使用管理実績報告書（平成 24 年度実績）の集計結果

大都市地域における窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の環境基準達成のため、自動車排ガス対策を強化する必要性などを背景に、平成 13 年 6 月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（略称：自動車 NOx・PM 法）が制定されました。

この法律では、対策地域内で 30 台以上の対象自動車<sup>\*</sup>を使用する事業者（特定事業者）は、事業活動に伴い自動車から排出される NOx・PM を抑制するための計画を作成し、毎年実施状況を報告することが義務付けられ、特定事業者のうち自動車運送事業者等<sup>\*\*</sup>以外の事業者は知事へ提出又は報告することとなっています。

このたび、平成 25 年度に大阪府へ提出された平成 24 年度実績報告書（第 3 次計画期間（平成 23～27 年度）の 2 年目実績）を集計しましたので報告します。

※ 対象自動車：乗用自動車、貨物自動車、バス、環境省令で定める特種自動車（軽、特殊自動車、小型二輪を除く。自動車の燃料の種別は問わない。）。

※※自動車運送事業者等：自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者。

### 1 特定事業者数及び特定自動車の状況（平成 24 年度末現在）

知事に報告書を提出した特定事業者数は 560 社で、特定自動車<sup>\*</sup>の合計台数は 62,357 台でした。そのうち、台数が最も多い車種は乗用車（32,295 台）、次いで小型貨物自動車（16,907 台）でした。

※特定自動車：同一都道府県の対策区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車。

特定自動車の車種別台数

車種	台数
普通貨物自動車	5,865
小型貨物自動車	16,907
バス	317
特種自動車	6,973
乗用車	32,295
合計	62,357

## 2 特定自動車の NOx・PM 排出量の状況

平成 24 年度に特定自動車から排出された NOx 及び PM の排出量はそれぞれ 272 t 及び 9.5 t で、前年度に比べそれぞれ 10%及び 14%減少しました。

排出量（単位：t）

	平成 23 年度	平成 24 年度	前年度からの 減少率
NOx 排出量	300.8	271.7	10%
PM 排出量	11.1	9.5	14%

### 3 特定自動車の低公害車等への代替状況

増加が大きかったのは主に、ハイブリッド車、平成17・21年排出基準75%低減レベルのガソリン車、ディーゼル車のうちポスト新長期規制適合車でした。ガソリン・LPG車、ディーゼル車についてはより低公害な車へ代替が行われました。

※低公害車：NOxやPM等の大気汚染物質の排出が少ないまたは全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、メタノール自動車などがあります。

区分		平成24年度		
		減少台数	新規使用台数	新規ー減少台数
天然ガス		75	12	-63
ハイブリッド		646	2,237	1,591
プラグインハイブリッド		2	43	41
ガソリン・LPG (ハイブリッド除く)	新☆☆☆※1	1,554	893	-661
	新☆☆☆☆※2	6,925	8,471	1,546
	他	1,746	592	-1,154
軽油 (ハイブリッド除く)	新☆ (新長期) ※3	280	69	-211
	ポスト新長期※4	23	1,140	1,117
	その他	1,215	154	-1,061
電気		11	172	161
メタノール		0	0	0
燃料電池		0	0	0
合計		12,477	13,783	1,306

※1 平成17年及び21年排出ガス規制基準値よりNOx及びPMを50%以上低減させた自動車

※2 平成17年及び21年排出ガス規制基準値よりNOx及びPMを75%以上低減させた自動車

※3 平成17年排出ガス規制基準値よりNOxを10%以上低減させた自動車、PMを10%以上低減させた自動車、NOx及びPMを10%以上低減させた自動車の合計

※4 平成21年または22年排出ガス規制基準に適合した自動車

#### 4 排出ガス抑制のための取組状況

特定事業者による排出ガス抑制のための取組内容は、「車両の維持管理」、「情報化の推進」、「エコドライブの実施」、「公共交通機関の利用の促進」などが比較的多い状況となっています。

計画事項		事業者数	割合※
車両の有効利用の促進	車両の維持管理 (日常点検・整備についてマニュアル作成・配布、教育・訓練の実施や点検完全実施、エアークリーナーの定期点検、運転日報の作成 など)	541	97%
	共同輸送の促進 (物資の集荷や仕分け業務の複数事業者による共同化、配送業務の共同化 など)	99	18%
	帰り荷の確保 (配送と集荷を1台で実施できるように工夫 など)	83	15%
	ジャスト・イン・タイムサービスの改善 (時間指定配送の回数の低減を要請 など)	52	9%
	受注時間と配送時間のルール化 (受注時間と配送時間の設定(ルール化)、緊急配送をできるだけ避ける など)	112	20%
	検品の簡略化 (検品のルーチン化による時間の短縮 など)	46	8%
	道路混雑時の輸送の見直し等 (朝タラッシュ時の配送を昼間配送に振替、積載効率が低い土・日曜日の車両使用の削減、高速道路の活用 など)	148	26%
	商品の標準化等 (積み合わせを容易にするため商品荷姿を標準化 など)	53	9%
モーダルシフトの推進 (鉄道や海運の活用 など)	39	7%	
情報化の推進 (車載端末やパソコンによる配車システムの導入・拡大、VICS搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避、ETCの導入 など)	466	83%	
物流施設の高度化、物流拠点の整備等 (既存施設の機械化・自動化、荷受け・仕分け業務の効率化のための物流拠点の整備、荷捌き場・駐停車場所・運転手控室などの整備、路上駐停車の防止 など)	200	36%	
その他 (ISO14001認証取得、エコアクション21等の環境マネジメントシステム認証取得、環境報告書の作成 など)	249	44%	
エコドライブの実施 (エコドライブのマニュアル作成・配布や教育・訓練の実施、エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減等)、アイドリングストップの徹底、デジタル式運行記録計等の活用、優良ドライバーの表彰 など)	464	83%	
公共交通機関の利用の促進 (鉄道・バス等の公共交通機関や自転車・徒歩による移動の奨励、自動車利用の抑制に向けた通勤・出張制度の見直し、自動車の共同利用(カーシェアリング等)の導入)	417	74%	
低公害車の導入促進に関する取組み	301	54%	

※ 割合 = (計画する事業者数) / (集計事業者数 : 560)

(注) 同一事業者が複数の取組みを行っている場合があるため、事業者数の合計は集計事業者数とは一致しない。